

質問に対する回答書

公募名：真地市営住宅高齢者福祉施設利用者公募

No	質問項目	質問事項	回答内容	質問日
1	利用期間	<p>利用期限をもっと延長して頂きたいです。 10年以上を希望します。融資との関係で無理なく返済できると考えます。</p>	<p>公募要項にも示しているとおり、利用期間は看護小規模多機能型居宅介護の指定（福祉施設を事業所の所在地とするものに限る。）の有効期間の初日から起算して6年を超えない範囲内とし、1回に限り6年を超えない範囲内で利用期間の更新を可としております。</p> <p>したがって、利用期間は最大12年となります。</p>	1/15
2	施設設備	<p>空調機の付属なしで、利用者にて設置し、利用期間終了後の原状回復は、空調も含めてでしょうか？ 空調工事にはかなりの金額を要することになりますが大きな空調の工事には、市で対応いただけないでしょうか？何度も取り外しにより外壁を傷める可能性もあります。</p>	<p>本公募は、必要な備品等を利用者が設置・管理することを前提条件としております。</p> <p>また、応募要件の一つとして、応募者には「施設利用に伴う遵守事項」を承諾し、遵守を確約していただくことが求められます。</p> <p>当該遵守事項には、利用終了時に施設に設置した造作や設備等について、その理由の如何を問わず、本市への買取請求ができないこと、利用者自身の費用と責任で原状回復を行うことなどが定められています。</p> <p>留意事項や遵守事項等を十分にご確認のうえ、ご応募をご検討くださいますようお願いいたします。</p>	

3	応募要件	<p>応募にあたっての留意事項に事務局体制とありますが、事務局を作れないと応募できないのでしょうか？</p>	<p>公募要項における「事務局体制」とは、名称としての事務局を新たに設置しなければ応募できないという趣旨ではありません。</p> <p>本公募に係る手続き（補助金申請や指定申請手続等を含む。）は、応募者の責任において進めていただくものであり、市が応募者に代わって個別具体の手続を支援・代行するものではないため、応募準備、関係機関との協議、提出書類の作成等、煩雑な事務手続きを的確に進められる体制を、あらかじめ整えていただくことを求めるものとなります。</p> <p>応募者において関係法令・要件等を確認の上、必要な調査・検討を行い、確実に事務を遂行できる体制を確保した上で応募していただきますようお願いいたします。</p>	1/15
4	応募要件	<p>書類提出時、申し込み時に法人化していないと、申し込みはできないでしょうか？</p> <p>決定してから法人設立でも可能でしょうか？</p>	<p>公募要項 p4「8 応募要件」にあるとおり、法人であることを要件に設けておりません。</p> <p>したがって、法人設立前の段階でも応募が可能となります。</p>	